

(証券コード 3945)

2024年6月7日

(電子提供措置の開始日2024年6月5日)

株 主 各 位

東京都豊島区西池袋五丁目18番11号

bd スーパーバッグ株式会社

代表取締役社長 樋 口 肇

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.superbag.co.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード(3945)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面による議決権の行使をお願い申し上げます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月26日(水曜日)午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2024年6月27日（木曜日）午前10時 （受付開始 午前9時30分）
2. 場 所	埼玉県所沢市若狭一丁目2602番地 当社 所沢工場 会議室 （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第87期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第87期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件</p> <p>第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件</p> <p>第3号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件</p> <p>第4号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件</p>
4. 招集にあ たっての 決定事項	<p>議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求いただけない株主様には、株主総会参考書類も併せてご送付しております。
- 書面交付請求をいただいた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした書類の一部であります。
 - ①事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元の充実を経営の最重要課題のひとつとして位置付けており、今後の設備投資及び成長戦略の強化を図るために必要な内部留保を確保しつつ、長期的安定配当を行うことを基本方針としております。

第87期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開を考慮いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金90円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は133,317,720円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員5名は、本総会終結の時をもちまして任期が満了いたしますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役在任年数	取締役会出席状況
1	再任 樋口肇	代表取締役社長執行役員 北海道スーパーバッグ株式会社代表取締役社長 台湾超級包装材料股份有限公司董事長	3年	100% (14回/14回)
2	再任 兼平修一	取締役常務執行役員管理本部長	3年	93% (13回/14回)
3	再任 福田英範	取締役社長補佐執行役員	10年	100% (14回/14回)
4	再任 本橋秀明	取締役執行役員 上海世霸包装材料有限公司出向総経理 兼台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理	7年	100% (14回/14回)
5	再任 元木歩	取締役執行役員物流本部長 上海世霸包装材料有限公司董事長	3年	100% (14回/14回)

(注) 取締役在任年数は、本定時株主総会終結時のものであります。

候補者
番号

1

はぐち
樋口

はじめ
肇

■ 在任年数 3年（本総会最終時）

■ 再任

■ 生年月日
1970年5月21日

■ 所有する当社の株式数
1,500株

■ 取締役会への出席状況
100%（14回/14回）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4月 安田火災海上保険株式会社入社
2020年 4月 当社入社
当社ベンダー推進部長
2021年 4月 当社執行役員(経営担当)
2021年 6月 当社代表取締役社長執行役員（現任）
2022年 5月 北海道スーパーバッグ株式会社代表取締役社長（現任）
2022年 8月 台湾超級包装材料股份有限公司董事長（現任）

取締役候補者とした理由

樋口 肇氏は、長年にわたり損害保険業務に携わり、営業部門のマネジメント業務経験を通して専門的な知識を有しております。それらの経験を活かし、経営全般において強いリーダーシップを発揮し、成長戦略の推進に努めております。当社グループの更なる成長と企業価値向上に向けた戦略の実現を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

かねひら
兼平

しゅういち
修一

■ 在任年数 3年（本総会最終時）

■ 再任

■ 生年月日
1967年2月17日

■ 所有する当社の株式数
1,500株

■ 取締役会への出席状況
93%（13回/14回）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4月 株式会社日本興業銀行入行
2020年10月 当社顧問
2021年 4月 当社執行役員管理本部副本部長
2021年 6月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼総務部長（物流本部管掌）
2021年 8月 当社取締役常務執行役員管理本部長（物流本部管掌）
2023年 4月 当社取締役常務執行役員管理本部長（物流本部管掌兼品質部管掌）
2024年 4月 当社取締役常務執行役員管理本部長（現任）

取締役候補者とした理由

兼平修一氏は、長年にわたり金融業務に携わり、豊富な海外勤務経験と専門的な知識を有しております。当社においてもそれらの経験等を活かし、管理部門の長として総務部門をはじめ、経理・財務に関する高い専門知識と幅広い知見を有しております。当社グループの更なる成長と企業価値向上に向けた戦略の実現を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

ふく だ ひでのり
福田 英範

■ 在任年数10年（本総会終結時）

■ 再任

■ 生年月日

1947年7月3日

■ 所有する当社の株式数

16,572株

■ 取締役会への出席状況

100%（14回/14回）

取締役候補者とした理由

福田英範氏は、企業経営者としての豊富な経験と実績があり、当社及びグループ会社においても、取締役として経営に参画し培われた豊富な経験・知識・人脈を有しております。当社グループの更なる成長と企業価値向上に向けた戦略の実現を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年4月 大日本印刷株式会社入社
1996年12月 大日本製本株式会社代表取締役社長
2009年10月 DICグラフィックス株式会社取締役常務執行役員
2014年4月 当社顧問
2014年5月 北海道スーパーバッグ株式会社代表取締役社長
2014年6月 当社取締役社長補佐
2016年5月 当社取締役社長補佐執行役員（現任）

候補者
番号

4

もと は し ひであき
本橋 秀明

■ 在任年数7年（本総会終結時）

■ 再任

■ 生年月日

1960年6月10日

■ 所有する当社の株式数

一株

■ 取締役会への出席状況

100%（14回/14回）

取締役候補者とした理由

本橋秀明氏は、入社以来長年にわたり国外グループ会社で経営者としての豊富な経験と実績を有しており、グローバルな視点で経営の指揮を執る等、成長戦略の推進に努めております。当社グループの更なる成長と企業価値向上に向けた戦略の実現を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年8月 当社入社
1995年4月 台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理
2010年3月 上海世霸包装材料有限公司出向総経理
兼台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理
2016年5月 当社執行役員
上海世霸包装材料有限公司出向総経理
兼台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理
2017年6月 当社取締役執行役員（現任）
上海世霸包装材料有限公司出向総経理（現任）
兼台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理（現任）

候補者
番号

5

もと き

元木

あゆむ

歩

■ 在任年数 3年（本総会終結時）

■ 再任

■ 生年月日

1965年 3月14日

■ 所有する当社の株式数
1,000株

■ 取締役会への出席状況
100%（14回/14回）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月	当社入社
2010年 4月	当社量販店第二営業部部长代行
2011年 4月	当社量販店第二営業部長
2015年 4月	当社経営統括部長兼経営戦略室長
2016年 4月	当社経営統括部長
2016年 5月	当社執行役員経営統括部長
2017年 4月	当社執行役員経営統括部長兼ネット通販事業室長
2018年 4月	当社執行役員経営統括部長兼特命案件推進チーム(リーダー)
2020年 4月	当社執行役員経営統括部長
2020年 11月	当社執行役員調達本部長兼調達部長
2021年 5月	上海世霸包装材料有限公司董事長（現任）
2021年 6月	当社取締役執行役員調達本部長兼調達部長
2021年 8月	当社取締役執行役員 調達本部長兼調達部長兼ベンダー推進部長
2021年 10月	当社取締役執行役員調達本部長兼調達部長
2022年 4月	当社取締役執行役員営業本部長
2024年 4月	当社取締役執行役員物流本部長（現任）

取締役候補者とした理由

元木 歩氏は入社以来長年にわたり営業部門を担当したのち、企画部門、調達部門の長を歴任するなど、当社業務に幅広く精通し、豊富な経験と実績を有しております。当社グループの更なる成長と企業価値向上に向けた戦略の実現を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注)1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反する行為と認識しながら行った行為に起因して生じた損害は担保されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は当社取締役であり、保険料は全額会社負担としております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役会のスキル・マトリックス

本総会において、第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成は次のとおりであります。

氏名	地位	経営戦略	営業 マーケティング	サステナビ リティ	財務 会計	法務 リスク管理	製造 技術開発
樋口 肇	代表取締役 社長執行役員	○	○	○		○	
兼平 修一	取締役 常務執行役員	○		○	○	○	
福田 英範	取締役社長補佐 執行役員	○	○				○
本橋 秀明	取締役 執行役員	○	○				○
元木 歩	取締役 執行役員	○	○				○
毛塚 和男	取締役 常勤監査等委員	○			○		
古川 肇	社外取締役 監査等委員				○	○	
村岡 公一	社外取締役 監査等委員	○					
米林 和吉	社外取締役 監査等委員					○	

(注) 上記一覧表は、各氏の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第3号議案

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として、2024年5月17日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、在任中の取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名及び監査等委員である取締役1名に対し、本総会終結の時までの在任期間における功労に報いるため、当社所定の基準に基づき、相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。第4号議案「取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」が原案どおり承認可決された場合の役員報酬制度を総合的に勘案し、打ち切り支給は相当であると判断しております。

なお、支給の時期につきましては、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の退任時とし、その具体的な金額及び方法につきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
樋口 肇	2021年6月 当社代表取締役社長執行役員（現任）
兼平 修一	2021年6月 当社取締役常務執行役員（現任）
福田 英範	2014年6月 当社取締役社長補佐 2016年5月 当社取締役社長補佐執行役員（現任）
本橋 秀明	2017年6月 当社取締役執行役員（現任）
元木 歩	2021年6月 当社取締役執行役員（現任）
毛塚 和男	2016年6月 当社常勤監査役 2023年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2023年6月29日開催の第86回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の総額を、年額50百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2. に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.4%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は4.7%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、2024年5月17日開催の当社取締役会において本議案及び第3号議案が本総会で承認可決されることを条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を一部改定しており、その概要は事業報告22頁に記載のとおりであります。本議案は、当該改定後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役0名、国内非居住者1名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数7,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、

最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（１）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（３）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（４）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、行動制限が緩和されたことから、国内の経済活動は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、世界的な金融引締め政策による景気減速懸念、ウクライナ・中東地域をめぐる情勢の悪化、円安による原材料価格の高騰や物価上昇など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、原材料・物流コストの高騰や円安進行といった外部要因の影響は継続しているものの、環境意識の高まりと人流の活発化・インバウンド需要の拡大により紙製品事業は好調に推移いたしました。また、コロナ禍でのオンライン消費活動の定着と段ボール製宅配資材の紙袋化の流れを受け、紙製宅配資材の販売は堅調に推移しており、その市場規模は今後も拡大していくものと見込んでおります。

このような環境のもと、当社グループは2021年6月30日に公表した中期経営計画『次世代パッケージ企業への転換』の最終年度にあたり、『環境対応と成長基盤確立のための3ヵ年～本気の変革～』を基本方針とし、事業構造改革の完遂に向けて、「事業構造の転換」、「新規事業の発掘」、「コスト削減」、「業務運営の効率化」、「組織・人員の見直し」などの取り組みを加速し、環境戦略の強化、構造改革の徹底に注力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は26,837百万円（前年同期比6.3%増）、営業利益1,034百万円（前年同期比129.5%増）、経常利益1,076百万円（前年同期比127.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益866百万円（前年同期比82.8%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

なお、各セグメントのセグメント損益（営業損益）は、各セグメントに配分していない全社費用607百万円を配分する前の金額であります。

<セグメント別売上高及び受注高>

セグメント区分	売上高 (百万円)	前年同期比 (%)	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)
紙製品事業	14,689	110.9	14,806	110.9
化成品事業	5,535	97.4	5,571	99.2
その他事業	6,612	104.5	6,628	104.7
合計	26,837	106.3	27,006	106.7

■紙製品事業

紙製品事業につきましては、国内における個人消費の回復やインバウンド需要拡大もあり、主力の手提袋、宅配袋、紙器の販売が引き続き堅調に推移し、売上高は前年同期に比べ1,443百万円増加して14,689百万円となりました。セグメント利益（営業利益）は原材料費が増加したものの、調達先の見直し、紙製品事業へのリソース集中・生産体制の効率化に伴う利益率の向上により、前年同期に比べ422百万円増加して1,318百万円となりました。

■化成品事業

化成品事業につきましては、事業の選別を進めた結果、売上高は前年同期に比べ146百万円減少して5,535百万円となりました。セグメント利益（営業利益）は、価格改定による粗利益率の向上のほか、数年来取り組んだ固定費の削減、不採算事業の整理により、収益性の大幅改善・黒字化を達成し、前年同期に比べ151百万円増加して130百万円となりました。

■その他事業

その他事業につきましては、S・V・S（スーパーバッグ・ベンダー・システム）を主たる事業として展開しております。売上高は前年同期に比べ287百万円増加して6,612百万円となりました。品目ごとの販売構成では、清掃用品が減少し、レジ用品が増加しております。セグメント利益（営業利益）は粗利益額が増加したことから、前年同期に比べ24百万円増加して193百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は427百万円であり、その主なものは、生産設備の増設であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、社債及び新株式の発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済につきましては、賃上げの実施やインバウンド需要拡大などから、国内の消費マインドは加速するものと期待される一方で、原材料価格の高止まりや円安進行、物流2024年問題、世界情勢の緊迫化など、引き続き先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

当社グループといたしましては、2024年5月10日に公表いたしました第2次中期経営計画『環境と共に歩む次世代パッケージ企業～創業120年の誇りを胸に～』において『成長戦略の追求と環境経営基盤の構築』を基本方針とした3ヵ年計画として取り組んでまいります。

そのために、

- ①紙製品事業への注力
- ②環境配慮製品を含めた新規事業開拓
- ③環境偏差値向上への取り組み
- ④人的資本への取り組みとガバナンス強化
- ⑤経営基盤戦略（社内システム高度化、サプライチェーン強化他）

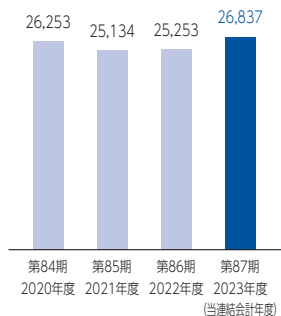
を経営基本方針として定め、持続的な成長と長期利益の実現に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

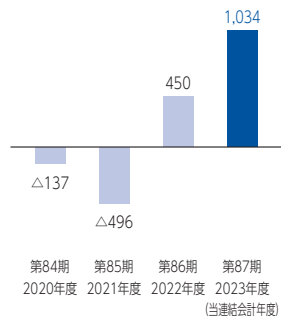
(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 84 期 2020 年度	第 85 期 2021 年度	第 86 期 2022 年度	第 87 期 2023 年度 (当連結会計年度)
売 上 高	26,253百万円	25,134百万円	25,253百万円	26,837百万円
営業利益又は営業損失 (△)	△137百万円	△496百万円	450百万円	1,034百万円
経常利益又は経常損失 (△)	△150百万円	△503百万円	472百万円	1,076百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△383百万円	△642百万円	473百万円	866百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△250円 93銭	△420円 51銭	309円 96銭	570円 84銭
総 資 産 額	14,551百万円	13,779百万円	14,125百万円	15,597百万円
純 資 産 額	3,053百万円	2,453百万円	2,985百万円	4,153百万円
1株当たり純資産額	1,901円 54銭	1,597円 38銭	1,944円 73銭	2,794円 25銭

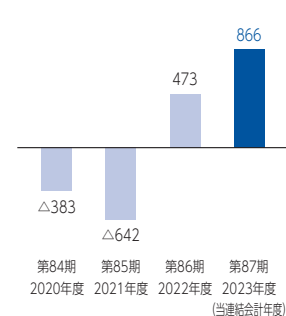
■ 売上高 (百万円)



■ 営業利益又は営業損失 (△) (百万円) ■ 経常利益又は経常損失 (△) (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)



(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
北海道スーパーバッグ株式会社	60百万円	100.0%	紙袋の製造を委託しております。
上海世霸包装材料有限公司	660万米ドル	100.0%	ポリ袋の製造を委託しております。
台湾超級包装材料股份有限公司	600万台湾ドル	89.8%	台湾国内にて、紙袋等の販売を行っております。
上海世霸商貿有限公司	50万人民元	(100.0%)	中国国内にて、紙袋、ポリ袋、用度品、消耗資材等の販売を行っております。

- (注) 1. 当社の議決権比率の()は、間接所有分内数であります。
 2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

セグメント区分	主要な製品	売上高構成比
紙製品事業	手提袋、宅配袋、紙器、包装紙	54.7%
化成製品事業	ポリ袋、ゴミ袋	20.6%
その他事業	事務用品、清掃用品、販促品、レジ用品	24.7%

(8) 主要な事業所及び工場

①当社

本社	東京都豊島区
支店	大阪支店（大阪市都島区）、福岡支店（福岡市博多区）
営業所	札幌営業所（札幌市中央区）、郡山営業所（福島県郡山市）、名古屋営業所（名古屋市西区）、広島営業所（広島市西区）
工場	所沢工場（埼玉県所沢市）、鶴ヶ島工場（埼玉県鶴ヶ島市）

②子会社

国内	北海道スーパーバッグ(株)（三笠市）
海外	上海世霸包装材料有限公司（中国）、上海世霸商貿有限公司（中国）、台湾超級包装材料股份有限公司（台湾）

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
399名〔49名〕	17名減〔1名減〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
340名〔46名〕	16名減〔2名減〕	40.7歳	18.5年

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,545百万円
株式会社三菱UFJ銀行	909
株式会社埼玉りそな銀行	340
農林中央金庫	290
株式会社商工組合中央金庫	190

2 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,763,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,686,154株（自己株式204,846株を含む。）
- (3) 当事業年度末の株主数 1,459名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
福 田 産 業 株 式 会 社	446,797 株	30.16 %
王 子 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	68,395	4.62
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	59,022	3.98
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	58,497	3.95
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	50,636	3.42
福 田 多 恵 子	36,711	2.48
中 村 英 生	31,400	2.12
福 田 晴 明	30,872	2.08
稲 田 清 春	30,000	2.03
株 式 会 社 S B I 証 券	28,600	1.93

- (注) 1. 当社は、自己株式を204,846株保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	樋 口 肇	北海道スーパーバッグ株式会社代表取締役社長 台湾超級包装材料股份有限公司董事長
取 締 役	兼 平 修 一	管理本部長 (物流本部管掌兼品質部管掌)
取 締 役	福 田 英 範	社長補佐
取 締 役	本 橋 秀 明	上海世霸包装材料有限公司出向総経理 台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理
取 締 役	元 木 歩	営業本部長 上海世霸包装材料有限公司董事長
取 締 役 (常勤監査等委員)	毛 塚 和 男	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	古 川 肇	税理士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	村 岡 公 一	村岡運輸株式会社代表取締役社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	米 林 和 吉	弁護士

- (注) 1. 上記取締役のうち、古川 肇、村岡公一及び米林和吉の各氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、毛塚和男氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 常勤監査等委員毛塚和男氏は、長年にわたり経理・企画管理部門の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する専門的な知識を有しております。
4. 当社は取締役古川 肇、村岡公一及び米林和吉の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
兼平 修一	管理本部長 (物流本部管掌兼品質部管掌)	管理本部長	2024年4月1日
元木 歩	営業本部長	物流本部長	2024年4月1日

(ご参考) 執行役員体制

当社は、当社グループを取り巻く環境の変化に適切かつ迅速に対応できるよう、執行役員制度を導入しております。2024年4月1日現在の執行役員体制は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	地 位	氏 名
代表取締役社長執行役員	樋 口 肇 ※	取 締 役 執 行 役 員	元 木 歩 ※
取 締 役 常 務 執 行 役 員	兼 平 修 一 ※	執 行 役 員	田 中 栄 一
取 締 役 社 長 補 佐 執 行 役 員	福 田 英 範 ※	執 行 役 員	上 脇 伸 吾
取 締 役 執 行 役 員	本 橋 秀 明 ※	執 行 役 員	手 塚 浩 彦

(注) ※は、取締役を兼任いたします。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反する行為と認識しながら行った行為に起因して生じた損害は担保されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社取締役であり、保険料は全額会社負担としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（以下「決定方針」という。）を取締役会決議により決定しております。

1. 基本方針

取締役の報酬は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とし、金銭による固定報酬、賞与、本定時株主総会での承認可決を条件として導入する株式報酬とで構成しております。各取締役の役位、職責及び在任年数に応じ、他社水準、当社の業績及び従業員給与の水準を考慮しながら総合的に勘案し、株主総会の後に開催される監査等委員である取締役を含む取締役会において、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で決定いたします。

社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬については、業務執行に対する監督機能を確保する観点から固定報酬としての基本報酬のみで構成しております。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は月額固定報酬とし、各取締役の役位、職責及び在任年数に応じ、他社水準、当社の業績及び従業員給与の水準を考慮しながら総合的に勘案して決定いたします。

3. 業績連動報酬等に関する方針

賞与は、会社の業績が向上し計画を上回る利益を計上した場合に、各取締役の業績の寄与度を斟酌して決定し決算期に支給いたします。

4. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は、毎年一定の時期に支給する譲渡制限付株式とし、各取締役に対する個別付与株式数は各取締役の役位、職責に応じて基本報酬の金額を考慮しながら総合的に勘案して決定いたします。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2023年6月29日開催の第86回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年6月29日開催の第86回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長樋口 肇が取締役の個人別の報酬等の額の具体的内容を決定しております。当該権限を委任した理由は、代表取締役社長は経営全般に関わり各取締役の業績等を最も評価できる立場にあるためであります。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長は原案を社外取締役に諮問し、答申を得た上で、その答申内容を尊重して決定することとしております。当該手続きを経て取締役の個人別の報酬等の額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の数
		基本報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	59百万円 （0百万円）	52百万円 （0百万円）	6百万円 （-）	6名 （1名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	16百万円 （7百万円）	15百万円 （7百万円）	0百万円 （-）	4名 （3名）
監査役 （うち社外監査役）	3百万円 （1百万円）	3百万円 （1百万円）	0百万円 （-）	3名 （2名）
合計	79百万円	71百万円	7百万円	13名

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 退職慰労金は、当事業年度に費用処理した役員退職慰労引当金繰入額であります。
3. 当社は、2023年6月29日開催の定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。監査役に対する支給額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する支給額は、監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。
4. 当事業年度末現在の人員は、取締役（監査等委員を除く）5名、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）であります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員）村岡公一氏は村岡運輸株式会社の代表取締役社長を兼職しております。なお、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 古川 肇	取締役会 100% (14回/14回) 監査等委員会 100% (6回/6回)	取締役会において、独立した客観的な立場から、その意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行っております。主に、税理士としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、会計及び税務上の留意点に関して専門的見地から助言を行うなど、当社グループの企業価値向上及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化のために適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っており、適切な監督機能を担っております。
取締役（監査等委員） 村岡 公一	取締役会 100% (14回/14回) 監査役会 100% (4回/4回) 監査等委員会 100% (6回/6回)	取締役会において、独立した客観的な立場から、その意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。主に、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営上の重要事項に関して助言を行うなど、当社グループの企業価値向上及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化のために適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っており、適切な監督機能を担っております。
取締役（監査等委員） 米林 和吉	取締役会 93% (13回/14回) 監査役会 100% (4回/4回) 監査等委員会 100% (6回/6回)	取締役会において、独立した客観的な立場から、その意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。主に、弁護士としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、コンプライアンスの強化に関して専門的見地から助言を行うなど、当社グループの企業価値向上及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化のために適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っており、適切な監督機能を担っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 史彩監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、当事業年度の会計監査人の監査計画及び報酬見積り額の算出根拠等を確認し、妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2023年6月29日に開催した取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システム構築の基本方針について次のとおり決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制を整備するために、取締役会規則その他関連規則を制定し、取締役並びに従業員が法令及び定款を遵守することの徹底を図るとともに、実効性ある内部統制システムの構築に努める。
- (2) 監査等委員会は、内部統制システムの有効性と機能を監査し、不正の発見・防止及びその是正を行う。
- (3) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、社会的信頼の維持及び業務の公正性を確保するため、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の強化を図る。また、コンプライアンスを推進するために、「スーパーバグ株式会社 行動憲章」を制定し、これを遵守するとともに、従業員が法令及び定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として「内部通報制度」を設置する。
- (4) 反社会的勢力及び団体の不当要求に屈することなく、毅然とした態度で臨む旨を「スーパーバグ株式会社 行動憲章」に定め、これを遵守するとともに、警察当局や特殊暴力対策連合会などの外部機関との情報交換や各種研修会への参加により信頼関係の構築及び連携に努め、反社会的勢力排除のための整備強化を推進する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会審議の議事録を作成して保存、管理し、重要な職務の執行についての決裁に関わる情報は、検索性の高い状態で保存、管理する。取締役は、常時、これらの情報を閲覧できるものとする。
- (2) 情報の管理については、「情報セキュリティ基本方針」を制定し、情報資産の保存、管理を徹底する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の業務執行に関わるリスクについては、発生頻度、大きさを分析、評価し、その把握と管理のための体制を構築する。
- (2) リスクの防止及び損失の最小化を図るために「リスク管理規程」を制定し、リスク管理

体制を明確化する。

- (3) 緊急事態が発生した場合には、「経営危機管理規程」に基づき、直ちに対策本部を設置し、迅速かつ組織的な対応を行い、被害対策と被害の拡大防止に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
- (2) 経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前にと取締役及び各本部長等によって構成される本部長会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- (3) 「組織及び職務分掌規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役の職務分掌、権限を明確にし、取締役の効率的かつ適正な職務執行を確保する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
グループ会社に対し、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、営業成績、財務状況その他の重要事項及び発生した重要な事象について、当社の担当部門へ定期的な報告を求め、各担当部門長はこれを整理し、当社内必要機関に報告する。また、本部長会においてグループ会社に対するヒヤリングを半期ごとに実施し、それぞれの取締役に対し重要事項の報告を義務付ける。
- (2) 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
グループ会社に対しては、「リスク管理規程」に準拠したリスク管理を求めるとともに、当社においては「関係会社管理規程」にグループ会社の重大なクレーム、その他事故の発生等、品質に関する事項について担当部門を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は「関係会社管理規程」にグループ会社の業務執行に関する事項についての担当部署を規定しており、担当部門長は担当する業務の遂行及び改善についてグループ会社に対する指導指針を策定し、必要に応じて本部長会の承認を得て、随時指示を与え指導する。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・グループ会社は法令等に違反又はその懸念が生じた場合、速やかに当社のコンプライアンス委員会に報告する。
 - ・グループ会社の監査役は常にグループ会社の業務が適正に執行されているかにつき監査

を実施し、当社監査等委員会は、必要な範囲で関係会社に対し事業の経過の概要につき報告を求めることができる。また、グループ会社に対する監査は、当社の「内部監査規程」に基づき、当社監査部門により実施する。

- ・ 当社は、当社グループの取締役に対し、適宜法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会は、内部監査室所属の使用人に、監査等委員会の職務に必要な事項を命令することができるものとする。
- (2) 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び所属長からの指揮命令を受けないものとする。また、当該職務を補助する使用人の人事に係る事項は、監査等委員会と協議の上で決定するものとする。
- (3) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会の職務を優先して従事するものとする。

7. 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社及び当社グループの取締役及び使用人は法令及び定款違反などの事実を発見した場合の他、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査等委員会に速やかに報告する。また、報告者に対し不正な目的で通報を行った場合を除き、監査等委員会への情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。
- (2) 監査等委員会は、取締役会の他、当社グループの重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、稟議書、通達などの業務執行に係る重要な文書については監査等委員会の判断に基づき、随時閲覧できるものとし、必要な場合には取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人から説明を求める。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該

費用又は債務を処理する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、定期的に代表取締役をはじめとする執行部門との会合をもち、経営上の課題、監査上の課題等について、意見交換を行う。
- (2) 監査等委員会の監査が実効的に行われるために、監査等委員会は必要に応じて、会計監査人から会計監査内容について、また、内部監査室からも監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書の提出のため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定し、財務報告の信頼性と適正性を確保する内部統制体制の整備及び運用を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンスに関する取り組み

当社は、当社及び当社グループ各社の役員及び使用人に対し、コンプライアンス意識の向上を図るため、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び社内規程等を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、内部通報制度として、社内外に公益通報の相談窓口を設置しており、定期的に社内報やコンプライアンスに関するメールマガジンの配信を通じて、内部通報制度の周知及び法令遵守の啓蒙に努めております。

②リスク管理に関する取り組み

当社及び当社グループ各社の経営に重大な影響を及ぼすリスクの予防・低減のため、財務リスク委員会を定期的に開催し、各種リスクの把握・分析・評価の上、その対応策について協議を行っております。その他のリスク管理体制としては、安全衛生委員会を月1回開催し、職場環境についての課題を洗い出し、改善対応に努めております。

③内部監査及び内部統制に関する取り組み

内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施いたしました。監査結果は社長及び監査等委員会に定期的に報告するとともに、取締役会に対して年1回の報告を行っております。

また、当社及び当社グループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況のモニタリングを実施し、改善に努めております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、2007年6月28日開催の第70回定時株主総会において、剰余金の配当等の決定については、株主総会の決議とともに取締役会の決議によっても行うことができる旨（当社定款第44条）の決議をいただいておりますが、期末配当金につきましては、定時株主総会の決議により決定することを原則としております。

また、当社は株主の皆様への利益還元の充実を経営の最重要課題のひとつとして位置付けており、今後の設備投資及び成長戦略の強化を図るために必要な内部留保を確保しつつ、長期的安定配当を行うことを基本方針としております。

当期末の配当につきましては、3期連続無配から復配し、業績予想が当初を上回ったため30円増配の1株当たり90円といたしました。

~~~~~

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、比率の表示については、四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |               | 負 債 の 部                      |               |
|------------------------|---------------|------------------------------|---------------|
| 科 目                    | 金 額           | 科 目                          | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>10,686</b> | <b>流 動 負 債</b>               | <b>8,306</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 2,582         | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金            | 2,372         |
| 受 取 手 形                | 118           | 電 子 記 録 債 務                  | 3,292         |
| 売 掛 金                  | 4,169         | 短 期 借 入 金                    | 1,352         |
| 電 子 記 録 債 権            | 883           | リ ー ス 債 務                    | 89            |
| 商 品 及 び 製 品            | 2,205         | 未 払 金                        | 456           |
| 仕 掛 品                  | 324           | 未 払 法 人 税 等                  | 175           |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 263           | 未 払 消 費 税 等                  | 129           |
| そ の 他                  | 139           | 契 約 負 債                      | 32            |
| 貸 倒 引 当 金              | △1            | 賞 与 引 当 金                    | 202           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>4,911</b>  | 設 備 関 係 電 子 記 録 債 務          | 12            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>2,243</b>  | 設 備 関 係 未 払 金                | 30            |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 704           | そ の 他                        | 160           |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 680           | <b>固 定 負 債</b>               | <b>3,138</b>  |
| 土 地                    | 644           | 長 期 借 入 金                    | 2,075         |
| リ ー ス 資 産              | 174           | リ ー ス 債 務                    | 246           |
| 建 設 仮 勘 定              | 14            | 繰 延 税 金 負 債                  | 102           |
| そ の 他                  | 25            | 退 職 給 付 に 係 る 負 債            | 671           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>44</b>     | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金            | 43            |
| リ ー ス 資 産              | 2             | <b>負 債 合 計</b>               | <b>11,444</b> |
| 電 話 加 入 権              | 15            | <b>純 資 産 の 部</b>             |               |
| そ の 他                  | 26            | <b>株 主 資 本</b>               | <b>3,380</b>  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>2,623</b>  | 資 本 金                        | 1,374         |
| 投 資 有 価 証 券            | 1,965         | 資 本 剰 余 金                    | 1,241         |
| 差 入 保 証 金              | 107           | 利 益 剰 余 金                    | 1,141         |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産      | 487           | 自 己 株 式                      | △376          |
| 繰 延 税 金 資 産            | 43            | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>758</b>    |
| そ の 他                  | 87            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金      | 509           |
| 貸 倒 引 当 金              | △67           | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益                | 1             |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>15,597</b> | 為 替 換 算 調 整 勘 定              | 187           |
|                        |               | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額      | 59            |
|                        |               | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>         | <b>13</b>     |
|                        |               | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>4,153</b>  |
|                        |               | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>     | <b>15,597</b> |



## 連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    |
|-----------------|--------|
| 売上高             | 26,837 |
| 売上原価            | 21,421 |
| 売上総利益           | 5,415  |
| 販売費及び一般管理費      | 4,381  |
| 営業利益            | 1,034  |
| 営業外収益           |        |
| 受取配当金           | 36     |
| 持分法による投資利益      | 62     |
| 受取賃貸料           | 24     |
| その他             | 18     |
| 営業外費用           |        |
| 支払利息            | 80     |
| 為替差損            | 7      |
| その他             | 12     |
| 経常利益            | 1,076  |
| 特別利益            |        |
| 固定資産売却益         | 0      |
| 投資有価証券売却益       | 14     |
| 助成金収入           | 0      |
| 特別損失            |        |
| 固定資産除却損         | 1      |
| 持分変動損           | 0      |
| 税金等調整前当期純利益     | 1,088  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 194    |
| 法人税等調整額         | 28     |
| 当期純利益           | 865    |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 | 0      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 866    |



## 連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株主資本  |       |       |      |        |
|-------------------------|-------|-------|-------|------|--------|
|                         | 資本金   | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高                   | 1,374 | 1,241 | 275   | △263 | 2,627  |
| 当期変動額                   |       |       |       |      |        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |       |       | 866   |      | 866    |
| 自己株式の取得                 |       |       |       | △113 | △113   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |       |       |       |      |        |
| 当期変動額合計                 | —     | —     | 866   | △113 | 752    |
| 当期末残高                   | 1,374 | 1,241 | 1,141 | △376 | 3,380  |

|                         | その他の包括利益累計額      |             |              |                  |                   | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|-------------|--------------|------------------|-------------------|---------|-------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |         |       |
| 当期首残高                   | 206              | 0           | 148          | △10              | 344               | 13      | 2,985 |
| 当期変動額                   |                  |             |              |                  |                   |         |       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |                  |             |              |                  |                   |         | 866   |
| 自己株式の取得                 |                  |             |              |                  |                   |         | △113  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 303              | 0           | 39           | 70               | 414               | 0       | 414   |
| 当期変動額合計                 | 303              | 0           | 39           | 70               | 414               | 0       | 1,167 |
| 当期末残高                   | 509              | 1           | 187          | 59               | 758               | 13      | 4,153 |

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

子会社は、全て連結しております。

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称 北海道スーパーバッグ(株)、上海世霸包装材料有限公司、  
台湾超級包装材料有限公司、上海世霸商貿有限公司

#### 2. 持分法の適用に関する事項

関連会社については、持分法を適用しております。

持分法を適用した関連会社の数 1社

会社の名称 NARAI SUPERBAG CO.,LTD.

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海世霸包装材料有限公司及び上海世霸商貿有限公司の決算日は12月31日であります。  
連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

###### ②棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料 …………… 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く） …… 当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 …………… 3～50年

機械装置及び運搬具 …………… 2～17年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）…… 定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合には残価保証額）とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員（使用人兼務役員を含む）賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

当社及び国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

②重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

③退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度より費用処理しております。

・未認識数理計算上の差異の処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### ④重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### 製品及び商品の販売

紙製品、化成品、その他事業全てにおいて、製品及び商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で当該資産に対する支配が顧客に移転されると判断し、一時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時点で収益を認識しております。

取引価格は、値引き、売上割引等の変動対価を考慮して算定しております。

製品及び商品の販売契約における支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

#### ⑤連結計算書類に係る記載金額の表示単位

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|               | 当連結会計年度 |
|---------------|---------|
| 繰延税金資産        | 43 百万円  |
| 繰延税金負債と相殺前の金額 | 305 百万円 |

#### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ①見積りの算出方法

当社グループは、将来減算一時差異に対して、将来の課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、回収可能性を慎重に検討した上で繰延税金資産を計上しております。

##### ②主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、経営者の承認を得た利益計画及び過去の実績等を総合的に勘案し算定しております。

##### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、連結計算書類作成時点において入手可能な情報に基づき慎重に検討しておりますが、様々な要因による将来の不確実な経済状況や経営状況の影響により見積りと乖離が発生した場合や、税制改正により実効税率が変動した場合などにより翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 固定資産の減損

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        | 当連結会計年度   |
|--------|-----------|
| 有形固定資産 | 2,243 百万円 |
| 無形固定資産 | 44 百万円    |

### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ①見積りの算出方法

当社グループは、固定資産の減損会計の適用にあたり、原則として管理会計上の区分を基礎にグルーピングを行い、工場を主要な資産グループとし、減損の兆候を把握しております。営業損益が2期連続してマイナスとなる等、減損の兆候が把握された場合に、主に不動産鑑定士の評価額を将来時点における正味売却価額とし、割引前将来キャッシュ・フローを見積もっております。

#### ②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主な仮定は、経営者の承認を得た利益計画を基礎として将来の収益、成長率を算定し、主要な資産の耐用年数を見積り期間としております。

#### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損損失の認識の判定に当たっては、将来の収益等を慎重に検討しておりますが、事業計画の変更や市場環境の変化などによって不確実性が増した場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 建物及び構築物   | 386 百万円   |
| 機械装置及び運搬具 | 10 百万円    |
| 土地        | 641 百万円   |
| 計         | 1,038 百万円 |

#### (2) 担保に係る債務

|       |           |
|-------|-----------|
| 短期借入金 | 1,093 百万円 |
| 長期借入金 | 1,742 百万円 |
| 計     | 2,835 百万円 |

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

|           |            |
|-----------|------------|
| 有形固定資産    | 11,203 百万円 |
| 建物及び構築物   | 3,934 百万円  |
| 機械装置及び運搬具 | 6,461 百万円  |
| リース資産     | 387 百万円    |
| その他       | 421 百万円    |

3. 期末日満期手形等の処理

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が、期末残高に含まれております。

|        |        |
|--------|--------|
| 受取手形   | 18 百万円 |
| 電子記録債権 | 42 百万円 |
| 支払手形   | 14 百万円 |
| 電子記録債務 | 27 百万円 |

**連結株主資本等変動計算書に関する注記**

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

|      |             |
|------|-------------|
| 普通株式 | 1,686,154 株 |
|------|-------------|

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決議                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2024年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 133             | 90              | 2024年3月31日 | 2024年6月28日 |

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

該当事項はありません。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、為替変動リスクや借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、投資先の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会等に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、全て1年以内の支払期日であります。また、その一部には、輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約取引を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関する事項については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）を参照ください。

(単位：百万円)

|                         | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価    | 差額 |
|-------------------------|----------------|-------|----|
| 投資有価証券<br>その他有価証券       | 1,731          | 1,731 | —  |
| 資産計                     | 1,731          | 1,731 | —  |
| 長期借入金（1年以内返済予定長期借入金を含む） | 3,357          | 3,360 | 2  |
| 負債計                     | 3,357          | 3,360 | 2  |
| デリバティブ取引 ※              | 2              | 2     | —  |

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、並びに短期借入金については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は「資産 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 233        |

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。



(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

| 区分                            | 時価（百万円） |      |      |       |
|-------------------------------|---------|------|------|-------|
|                               | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計    |
| 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券<br>株式 | 1,731   | —    | —    | 1,731 |
| 資産計                           | 1,731   | —    | —    | 1,731 |
| デリバティブ取引                      | —       | 2    | —    | 2     |

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

| 区分    | 時価（百万円） |       |      |       |
|-------|---------|-------|------|-------|
|       | レベル1    | レベル2  | レベル3 | 合計    |
| 長期借入金 | —       | 3,360 | —    | 3,360 |
| 負債計   | —       | 3,360 | —    | 3,360 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、紙手提袋を主とした紙袋や紙器等の製造・販売を行う「紙製品事業」、レジ袋を主としたポリ袋等の製造・販売を行う「化成品事業」並びに、用度品、消耗資材の一括受注納品システムS・V・S（スーパーバッグ・バンダー・システム）を中心とした事業を行う「その他事業」の3つを報告セグメントとしており、当該報告セグメントを、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象としております。

当該報告セグメントの収益を財又はサービスの種類別に分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

|               | 報告セグメント |       |       |        | その他 | 合計     |
|---------------|---------|-------|-------|--------|-----|--------|
|               | 紙製品事業   | 化成品事業 | その他事業 | 計      |     |        |
| 紙袋            | 12,117  | —     | —     | 12,117 | —   | 12,117 |
| 紙器            | 1,560   | —     | —     | 1,560  | —   | 1,560  |
| その他紙製品        | 1,011   | —     | —     | 1,011  | —   | 1,011  |
| ポリ袋           | —       | 4,674 | —     | 4,674  | —   | 4,674  |
| その他化成品        | —       | 860   | —     | 860    | —   | 860    |
| その他商品         | —       | —     | 6,612 | 6,612  | —   | 6,612  |
| 顧客との契約から生じる収益 | 14,689  | 5,535 | 6,612 | 26,837 | —   | 26,837 |
| 外部顧客への売上高     | 14,689  | 5,535 | 6,612 | 26,837 | —   | 26,837 |

### 2. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約負債の残高等

契約負債の内訳は以下のとおりであります。

当連結会計年度（2024年3月31日）

契約負債（期首残高） 30 百万円

契約負債（期末残高） 32 百万円

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 2,794 円 25 銭
- 1 株当たり当期純利益 570 円 84 銭

## 重要な後発事象に関する注記

### 役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入

当社は、2024年5月17日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止を決議するとともに当該廃止に伴う打ち切り支給をすること及び譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案（以下、「本議案」という。）を2024年6月27日開催予定の当社第87回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしました。

#### 1. 役員退職慰労金制度の廃止について

当社は、2024年5月17日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を本株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。役員退職慰労金制度の廃止に伴い、本株主総会終結後も引き続き在任する取締役（監査等委員である社外取締役を除く。）につきましては、本株主総会終結の時までの在任期間を対象とする退職慰労金を各取締役の退任時に打ち切り支給することといたします。取締役（監査等委員である社外取締役を除く。）に対する退職慰労金の打ち切り支給については、本株主総会に付議いたします。

#### 2. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものであります。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に對して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2023年6月29日開催の第86回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

### 3. 本制度の概要

#### (1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記（3）に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

#### (2) 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数7,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

#### (3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

##### ① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

##### ② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### ③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### ④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であつて、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

# 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |               | 負 債 の 部                  |               |
|------------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 科 目                    | 金 額           | 科 目                      | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>9,904</b>  | <b>流 動 負 債</b>           | <b>8,100</b>  |
| 現金及び預金                 | 1,993         | 支払手形                     | 170           |
| 受取手形                   | 116           | 買掛金                      | 2,140         |
| 売掛金                    | 4,073         | 電子記録債権                   | 3,292         |
| 電子記録債権                 | 883           | 短期借入金                    | 1,271         |
| 商品及び製品                 | 2,103         | リース債権                    | 89            |
| 仕掛品                    | 324           | 未払金                      | 444           |
| 原材料及び貯蔵品               | 217           | 未払費用                     | 73            |
| 前払費用                   | 58            | 未払法人税等                   | 172           |
| 未収入金                   | 115           | 未払消費税等                   | 126           |
| その他の金                  | 19            | 契約負債                     | 28            |
| 貸倒引当金                  | △1            | 預り金                      | 32            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>5,222</b>  | 賞与引当金                    | 189           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,996</b>  | その他の金                    | 68            |
| 建築物                    | 492           | <b>固 定 負 債</b>           | <b>2,944</b>  |
| 構築物                    | 6             | 長期借入金                    | 2,039         |
| 機械及び装置                 | 656           | リース債権                    | 246           |
| 車輜運搬具                  | 0             | 退職給付引当金                  | 562           |
| 工具器具及び備品               | 21            | 役員退職慰労引当金                | 36            |
| 土地                     | 637           | 繰延税金負債                   | 59            |
| リース資産                  | 174           | <b>負 債 合 計</b>           | <b>11,044</b> |
| 建設仮勘定                  | 8             | <b>純 資 産 の 部</b>         |               |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>40</b>     | <b>株 主 資 本</b>           | <b>3,570</b>  |
| ソフトウェア                 | 4             | 資本金                      | 1,374         |
| リース資産                  | 2             | 資本剰余金                    | 1,281         |
| ソフトウェア仮勘定              | 18            | 資本準備金                    | 849           |
| 電話加入権                  | 15            | その他資本剰余金                 | 431           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>3,184</b>  | 利益剰余金                    | 1,291         |
| 投資有価証券                 | 1,797         | その他利益剰余金                 | 1,291         |
| 関係会社株式                 | 860           | 固定資産圧縮積立金                | 4             |
| 差入保証金                  | 103           | 繰越利益剰余金                  | 1,286         |
| 長期前払費用                 | 18            | 自己株式                     | △376          |
| 前払年金費用                 | 403           | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>   | <b>511</b>    |
| その他の金                  | 68            | その他有価証券評価差額金             | 509           |
| 貸倒引当金                  | △67           | 繰延ヘッジ損益                  | 1             |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>15,126</b> | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>4,082</b>  |
|                        |               | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>15,126</b> |

# 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額    |
|--------------|--------|
| 売上高          | 26,223 |
| 売上原価         | 21,080 |
| 売上総利益        | 5,142  |
| 販売費及び一般管理費   | 4,123  |
| 営業利益         | 1,018  |
| 営業外収益        |        |
| 受取利息及び配当金    | 109    |
| 受取賃貸料        | 4      |
| 貸倒引当金戻入額     | 1      |
| 受取保険金        | 0      |
| その他          | 15     |
| 営業外費用        |        |
| 支払利息         | 79     |
| 為替差損         | 10     |
| 賃貸費用         | 3      |
| その他          | 1      |
| 経常利益         | 1,054  |
| 特別利益         |        |
| 固定資産売却益      | 0      |
| 投資有価証券売却益    | 14     |
| 助成金収入        | 0      |
| 特別損失         |        |
| 固定資産除却損      | 1      |
| 税引前当期純利益     | 1,067  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 181    |
| 法人税等調整額      | 30     |
| 当期純利益        | 855    |

## 株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株主資本  |       |          |           |          |       |         |
|---------------------|-------|-------|----------|-----------|----------|-------|---------|
|                     | 資本金   | 資本剰余金 |          |           | 利益剰余金    |       |         |
|                     |       | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金 |       | 利益剰余金合計 |
|                     |       |       |          | 固定資産圧縮積立金 | 繰越利益剰余金  |       |         |
| 当期首残高               | 1,374 | 849   | 431      | 1,281     | 4        | 430   | 435     |
| 当期変動額               |       |       |          |           |          |       |         |
| 当期純利益               |       |       |          |           |          | 855   | 855     |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |       |       |          |           | △0       | 0     | —       |
| 自己株式の取得             |       |       |          |           |          |       |         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |       |       |          |           |          |       |         |
| 当期変動額合計             | —     | —     | —        | —         | △0       | 856   | 855     |
| 当期末残高               | 1,374 | 849   | 431      | 1,281     | 4        | 1,286 | 1,291   |

|                     | 株主資本 |        | 評価・換算差額等     |         |            | 純資産合計 |
|---------------------|------|--------|--------------|---------|------------|-------|
|                     | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 |       |
| 当期首残高               | △263 | 2,828  | 206          | 0       | 206        | 3,035 |
| 当期変動額               |      |        |              |         |            |       |
| 当期純利益               |      | 855    |              |         |            | 855   |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |      | —      |              |         |            | —     |
| 自己株式の取得             | △113 | △113   |              |         |            | △113  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |      |        | 303          | 0       | 304        | 304   |
| 当期変動額合計             | △113 | 742    | 303          | 0       | 304        | 1,046 |
| 当期末残高               | △376 | 3,570  | 509          | 1       | 511        | 4,082 |



## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料 …………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）…………… 定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 …………… 3～50年

機械及び装置 …………… 2～17年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）…………… 定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合には残価保証額）とする定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員（使用人兼務役員を含む）賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

#### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。

### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### (2) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

### (3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### 製品及び商品の販売

紙製品、化成品、その他事業全てにおいて、製品及び商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で当該資産に対する支配が顧客に移転されると判断し、一時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であることから、出荷時点で収益を認識しております。

取引価格は、値引き、売上割引等の変動対価を考慮して算定しております。

製品及び商品の販売契約における支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

### (5) 計算書類に係る記載金額の表示単位

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|               | 当事業年度   |
|---------------|---------|
| 繰延税金資産        | 一 百万円   |
| 繰延税金負債と相殺前の金額 | 282 百万円 |

#### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に同様の情報を記載しているため省略しております。

### 2. 固定資産の減損

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        | 当事業年度     |
|--------|-----------|
| 有形固定資産 | 1,996 百万円 |
| 無形固定資産 | 40 百万円    |

#### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に同様の情報を記載しているため省略しております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

|     |         |
|-----|---------|
| 建 物 | 291 百万円 |
| 土 地 | 635 百万円 |
| 計   | 926 百万円 |

#### (2) 担保に係る債務

|       |           |
|-------|-----------|
| 短期借入金 | 1,091 百万円 |
| 長期借入金 | 1,742 百万円 |
| 計     | 2,834 百万円 |

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

|          |           |
|----------|-----------|
| 有形固定資産   | 9,682 百万円 |
| 建物       | 2,630 百万円 |
| 構築物      | 207 百万円   |
| 機械及び装置   | 6,082 百万円 |
| 車輛運搬具    | 19 百万円    |
| 工具器具及び備品 | 355 百万円   |
| リース資産    | 387 百万円   |

3. 保証債務

関係会社の銀行借入金に対し、債務保証を行っております。

|               |         |
|---------------|---------|
| 北海道スーパーバッグ(株) | 116 百万円 |
| 計             | 116 百万円 |

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |         |
|--------|---------|
| 短期金銭債権 | 88 百万円  |
| 短期金銭債務 | 123 百万円 |

5. 期末日満期手形等の処理

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が、期末残高に含まれております。

|        |        |
|--------|--------|
| 受取手形   | 18 百万円 |
| 電子記録債権 | 42 百万円 |
| 支払手形   | 1 百万円  |
| 電子記録債務 | 27 百万円 |

**損益計算書に関する注記**

関係会社との取引高

|            |         |
|------------|---------|
| 売上高        | 1 百万円   |
| 仕入高        | 949 百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 72 百万円  |

**株主資本等変動計算書に関する注記**

当事業年度の末日における自己株式の数

|      |           |
|------|-----------|
| 普通株式 | 204,846 株 |
|------|-----------|

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 繰延税金資産          |          |
| 繰越欠損金           | 55 百万円   |
| 貸倒引当金           | 20 百万円   |
| 賞与引当金           | 57 百万円   |
| 退職給付引当金         | 171 百万円  |
| 役員退職慰労引当金       | 11 百万円   |
| 減損損失            | 167 百万円  |
| 未払事業税、事業所税      | 19 百万円   |
| その他             | 23 百万円   |
| 繰延税金資産小計        | 527 百万円  |
| 評価性引当額          | △244 百万円 |
| 繰延税金資産合計        | 282 百万円  |
| 繰延税金負債          |          |
| 前払年金費用          | △122 百万円 |
| 固定資産圧縮積立金       | △1 百万円   |
| その他有価証券評価差額金    | △216 百万円 |
| その他             | △0 百万円   |
| 繰延税金負債合計        | △341 百万円 |
| 繰延税金資産(△は負債)の純額 | △59 百万円  |

## 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

| 種類  | 会社等の名称        | 所在地    | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容    | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|---------------|--------|----------|-----------|-------------------|-----------|----------|-----------|----|-----------|
| 子会社 | 北海道スーパーバッグ(株) | 北海道三笠市 | 60百万円    | 紙製品事業     | (所有)直接100.0       | 製品仕入先     | 債務保証(注1) | 116       | —  | —         |

(注) 1. 当社が子会社各社の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。なお、保証料は受領していません。

2. 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

## 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 2,755 円 74 銭
- 1株当たり当期純利益 564 円 04 銭

## 重要な後発事象に関する注記

### 役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入

当社は、2024年5月17日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止を決議するとともに当該廃止に伴う打ち切り支給をすること及び譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、本制度に関する議案を2024年6月27日開催予定の当社第87回定時株主総会に付議することといたしました。

詳細については、「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

スーパーバッグ株式会社  
取締役会 御中

史 彩 監 査 法 人  
東京都港区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 人 見 亮 三 郎  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 本 橋 義 郎  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スーパーバッグ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スーパーバッグ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。



監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

スーパーバッグ株式会社  
取締役会 御中

史 彩 監 査 法 人  
東京都港区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 人 見 亮 三 郎  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 本 橋 義 郎  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スーパーバッグ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第87期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年6月3日

スーパーバッグ株式会社 監査等委員会

|         |         |   |
|---------|---------|---|
| 常勤監査等委員 | 毛 塚 和 男 | ㊤ |
| 監査等委員   | 古 川 肇   | ㊤ |
| 監査等委員   | 村 岡 公 一 | ㊤ |
| 監査等委員   | 米 林 和 吉 | ㊤ |

(注) 監査等委員古川肇、村岡公一及び米林和吉は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場

埼玉県所沢市若狭一丁目2602番地  
当社 所沢工場 会議室

交通

西武池袋線狭山ヶ丘駅西口より徒歩13分

